

建設委員会報告資料

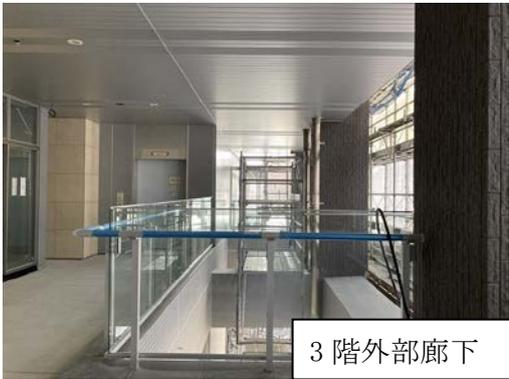
令和2年8月20日

報告事項件名	頁
(1) 千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について	2
(2) 足立区景観計画改定に関するパブリックコメント実施について	4
(3) 足立区バリアフリー地区別計画（区役所周辺地区） の進捗状況について	11
(4) 「足立区ながらスマホの防止に関する条例」における周知の取組み について	17
(5) 五反野駅前通り無電柱化の検討について	18
(6) 【追加】「足立区道路監理員規程」の一部改正について	20
(7) 補助第256号線用地補償説明会の開催結果について	21
(8) 神明二丁目周辺地区他1か所の地区計画原案について	24
(9) 興野周辺地区まちづくりの取組み状況について	26
(10) 防災街区整備地区計画及び区条例の変更について	28
(11) 足立区緑の基本計画の改定に関するパブリックコメント実施について	31
(12) 新東京都民ゴルフ場の運営再開について	33

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について										
所管部課名	都市建設部都市計画課										
内容	<p>千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工事の進捗について</p> <p>(1) 新築工事に着工し、現在、仕上工事を行っている。</p> <p>【再開発組合による工事スケジュール】</p> <table border="1" data-bbox="395 824 1406 1077"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>工事種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 8月～ (令和2年 6月)</td> <td>地上躯体工事</td> </tr> <tr> <td>令和元年 11月～ (令和2年 11月)</td> <td>仕上工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 8月～11月</td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 12月</td> <td>竣工予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事の出来高 (令和2年7月末現在) 約82.0%</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>1階店舗天井配管</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>3階外部廊下</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>R階設備機械</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>7/21 航空写真</p> </div> </div> <p>【仕上工事状況 8月4日現在】</p>	期間	工事種類	令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事	令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事	令和2年 8月～11月	外構工事	令和2年 12月	竣工予定
期間	工事種類										
令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事										
令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事										
令和2年 8月～11月	外構工事										
令和2年 12月	竣工予定										

2 市街地再開発事業に伴う再開発組合等との協定について
令和2年7月2日建設委員会報告後の進捗状況は以下のとおり。

(1) 締結予定の協定

名 称	千住一丁目地区第一種市街地再開発事業敷地内に設置する電線共同溝施設に関する協定書
目 的	再開発事業敷地内に無電柱化に伴う地上機器を設置させてもらうため。
締 結 日	再開発組合と調整中。
所 管 課	都市建設部企画調整課

(2) 地元町会等の意見を聴くため調整中の協定

ア

名 称	大規模水害時における緊急退避場所としての使用に関する協定書
目 的	大規模水害時の緊急退避場所として、近隣住民等に開放してもらうため。
締結時期	未定。地元町会等の意向を踏まえ検討する。
所 管 課	総合防災対策室災害対策課

イ

名 称	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書
目 的	大規模地震発生時に帰宅困難者の受入れ施設として開放し、避難者支援に協力してもらうため。
締結時期	未定。地元町会等の意向を踏まえ検討する。
所 管 課	総合防災対策室災害対策課

問 題 点
今後の方針

今後とも再開発組合と協議しながら、公共の福祉に寄与する事業となるよう進めていく。

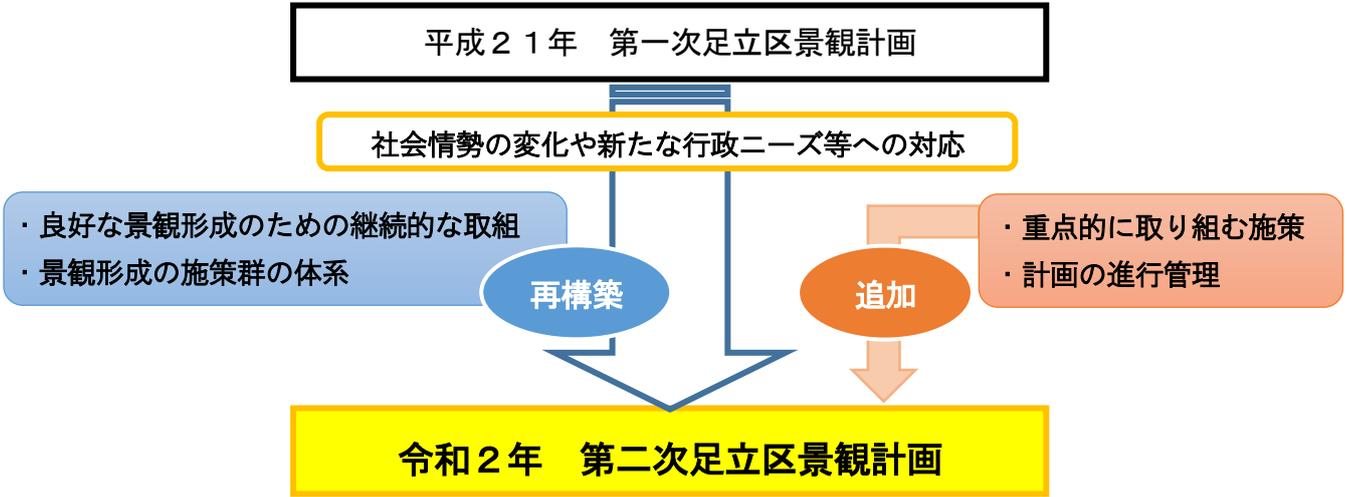
建設委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	足立区景観計画改定に関するパブリックコメント実施について										
所管部課名	都市建設部都市計画課										
内 容	<p>足立区景観計画（以下「景観計画」という。）の改定に関するパブリックコメントを実施するので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施</p> <p>（1）募集期間 令和2年9月1日（火）～10月1日（木）</p> <p>（2）周知方法及び閲覧配布 ア あだち広報8月25日号及び区ホームページ、SNSによる周知 イ 都市計画課窓口、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。</p> <p>2 改定の理由 景観に対する社会情勢の変化や新たな行政ニーズに対応し、計画の進行管理を行いながら実効性のある施策を推進するため。</p> <p>3 改定の概要（別紙参照 P5～P10）（別添資料1）</p> <p>（1）これまで進めてきた景観形成の体系を、新たに「保全・活用」「特定地区」「規制・誘導」の3つの施策群に再構築し継続的に取り組む。</p> <p>（2）効果的な景観形成を推進するため、短・中期的に実施する重点的な施策を追加し、協働・協創により取り組む。</p> <p>（3）指標を作成し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、良好な景観形成に取り組む。</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年9月</td> <td>景観計画（改定案）を公表 パブリックコメントの募集（31日間）</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告</td> </tr> <tr> <td>12月頃</td> <td>景観審議会審議</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月頃</td> <td>第二次景観計画策定</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和2年9月	景観計画（改定案）を公表 パブリックコメントの募集（31日間）	11月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告	12月頃	景観審議会審議	令和3年1月頃	第二次景観計画策定
年 月	内 容										
令和2年9月	景観計画（改定案）を公表 パブリックコメントの募集（31日間）										
11月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告										
12月頃	景観審議会審議										
令和3年1月頃	第二次景観計画策定										
問 題 点 今後の方針	パブリックコメントや景観審議会における審議を踏まえ、第二次景観計画を策定する。										

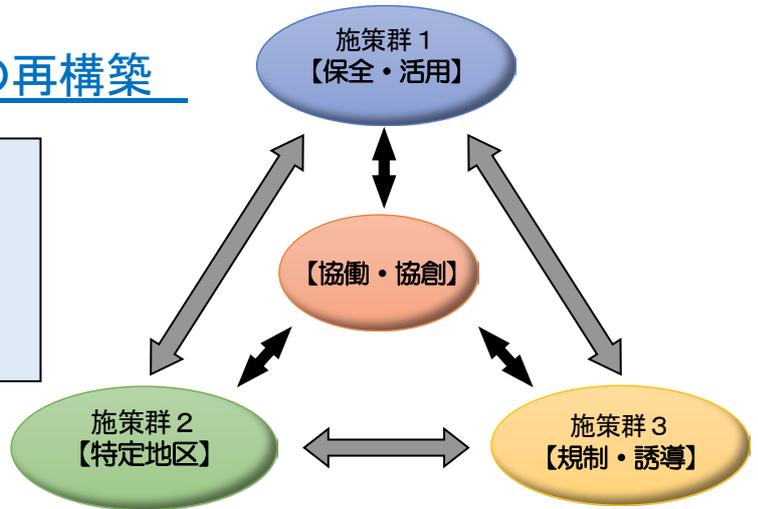
足立区景観計画 改定のポイント

第一次足立区景観計画策定から10年が経過し、景観に関する社会情勢や行政ニーズも変化してきました。これらに対応するため既存の施策を再構築し、重点的な取り組みを追加します。親しみを感じ、心豊かな暮らしを目指した第二次景観計画を定めます。



ポイント1 施策群の体系の再構築

これまで進めてきた景観形成の体系を、新たに【保全・活用】【特定地区】【規制・誘導】の3つの施策群の順序に再構築し、継続して取り組みます。



ポイント2 重点的施策の追加

効果的な景観形成を推進するため、短・中期的に実施する重点的な施策を追加し、協働・協創により取り組みます。

ポイント3 計画の進行管理

区民世論調査による評価を継続的に進めると共に、新たに専門家による評価を加えます。また、重点的施策に個別の活動指標を追加し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、良好な景観形成に取り組みます。

第二次足立区景観計画（案） 概要版

1 計画の目的

足立区は、平成21年4月に景観行政団体となり、同年5月に「第一次足立区景観計画」を策定し、これまで良好な景観形成に取り組んできました。この間に生じた、景観に対する社会情勢の変化や新たな行政ニーズ等に対応し、計画の進行管理を行いながら実効性のある施策を推進するため、第二次足立区景観計画を策定します。

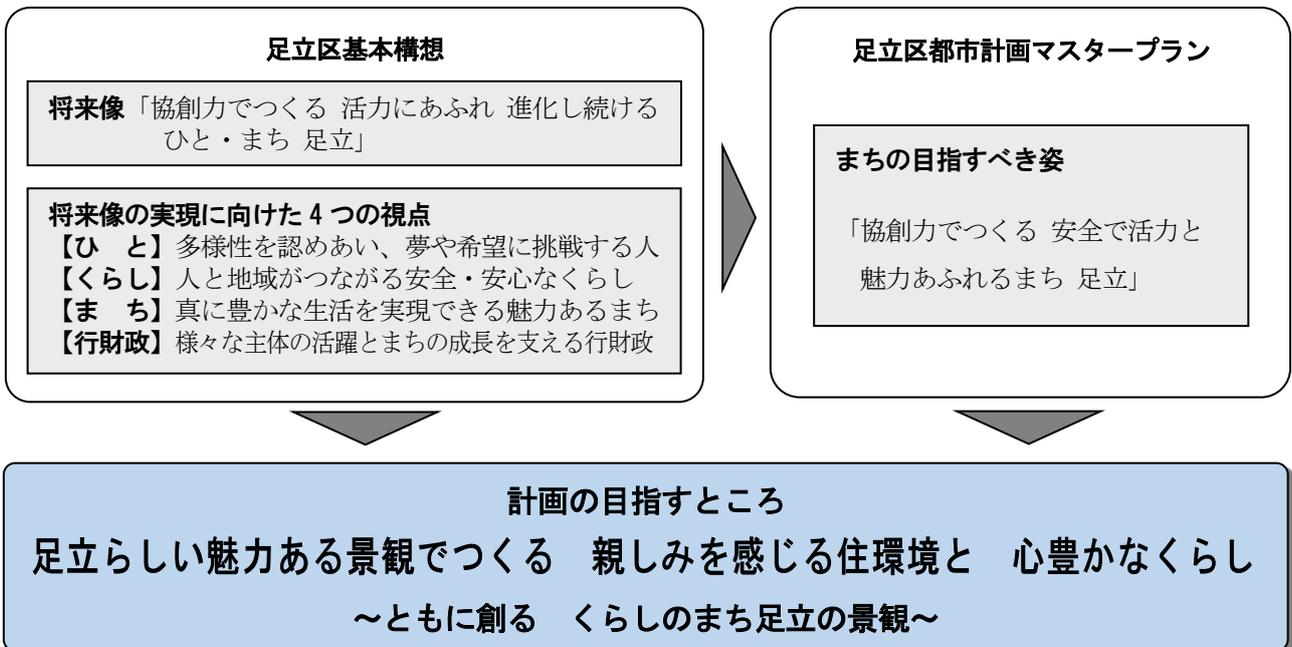
2 計画の目指すところ

足立区基本構想は、次の図に示す将来像と、将来像の実現に向けた4つの視点を掲げています。また、足立区都市計画マスタープランでは、「協創力で作る 安全で活力と魅力あふれるまち 足立」をまちの目指すべき姿としています。

第一次足立区景観計画では、景観形成の目標を「潤いや親しみがあり、生き生きとした暮らしができる、魅力と個性ある景観」としていました。

第二次足立区景観計画では、良好な景観形成の先にある人々のくらしの質的豊かさの醸成を見据え、上位計画の将来像実現に資するため、計画の目指すところを「足立らしい魅力ある景観で作る 親しみを感じる住環境と 心豊かなくらし ～ともに創る くらしのまち足立の景観～」と改めます。

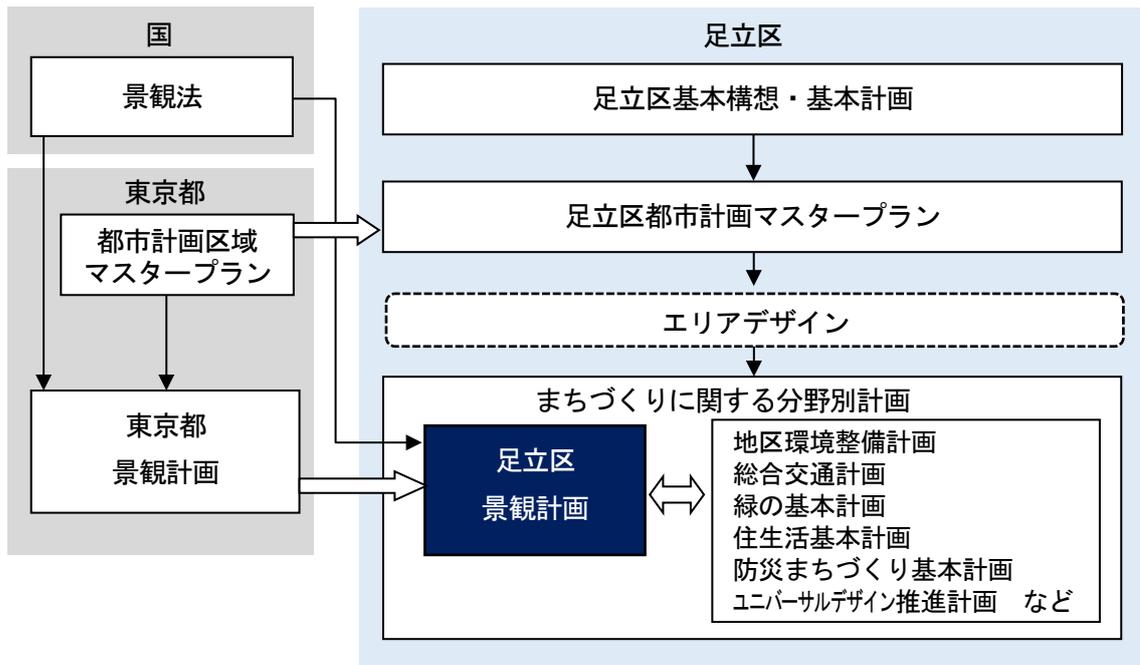
図1 計画の目指すところ



3 計画の位置づけ

- ・ 景観法第8条第1項に基づく法定計画として位置づけられます。
- ・ 東京都景観計画の足立区に関する事項を引き継いでいます。
- ・ 足立区基本構想・基本計画および足立区都市計画マスタープランに基づく、まちづくりに関する分野別計画の一つに位置づけます。

図2 計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、計画期間を令和3年度から概ね10年間とします。ただし、5年目の令和7年度には中間検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の対象区域

足立区は、四方を河川に囲まれ、平坦で起伏が少ない地形にあり、住居系の市街地を主体とした1つの大きな景観的領域であるといえます。

また、全域が市街化されており、建築、開発行為等が活発であること、自然や歴史、にぎわいなどの景観資源が全区的に点在していることなどにより、足立区全域にわたり景観施策を展開していく必要があるため、足立区全域を景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域とします。

6 景観形成の施策群の体系

良好な景観は、継続的な取組によって保全され、創出されるものです。そのため、今後も第一次景観計画における景観形成の方策の体系（図3）を継承し、景観形成を推進します。

その上で本計画においては、これまで取り組みが不足していた【保全・活用】を施策群1とし、「地区レベルの景観形成」を施策群2【特定地区】と改め、施策群3【規制・誘導】の順序に再構築します（図4）。これに加え、重点的に実施する施策を追加し、景観形成施策を展開します。

重点的な景観形成の施策の構成については、次頁に、また、各施策の詳細は、10頁に示します。

図3 第一次足立区景観計画における景観形成の方策の体系

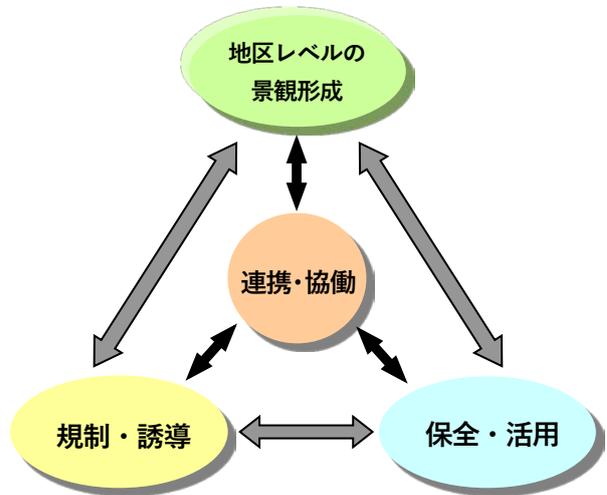
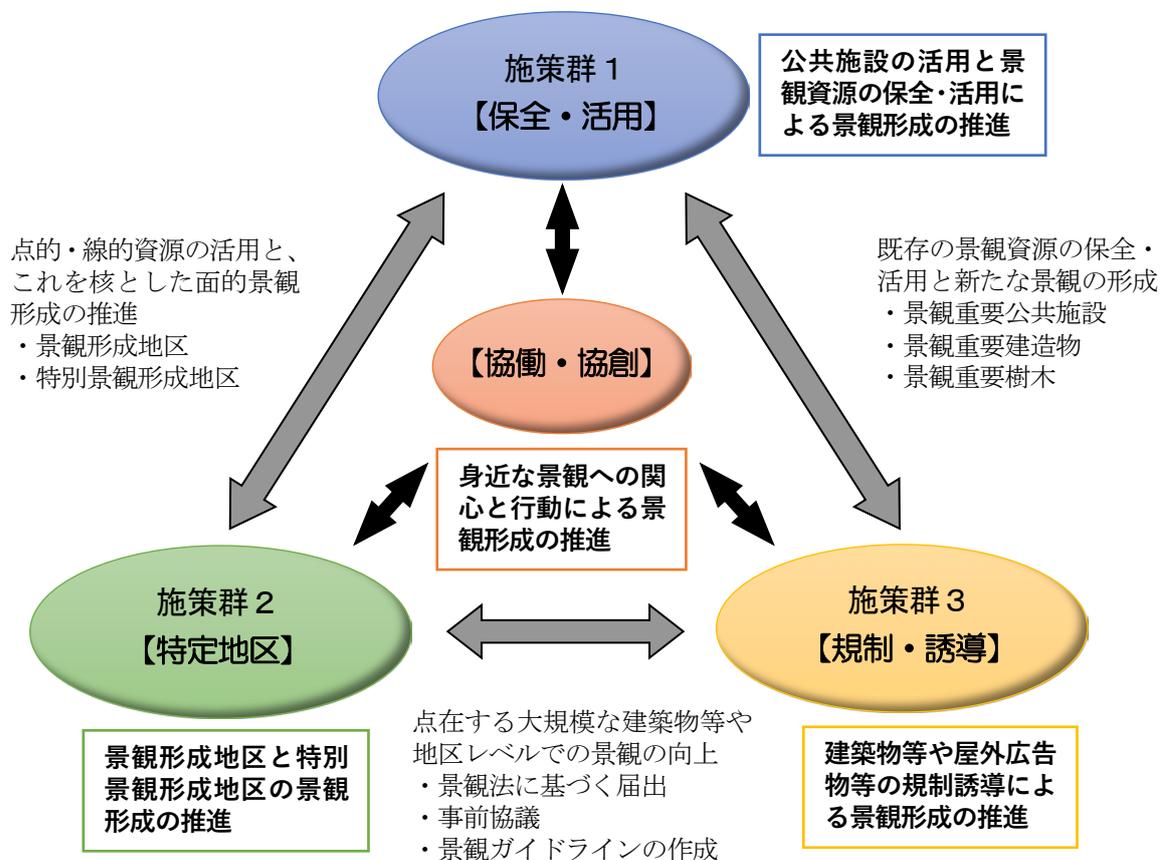


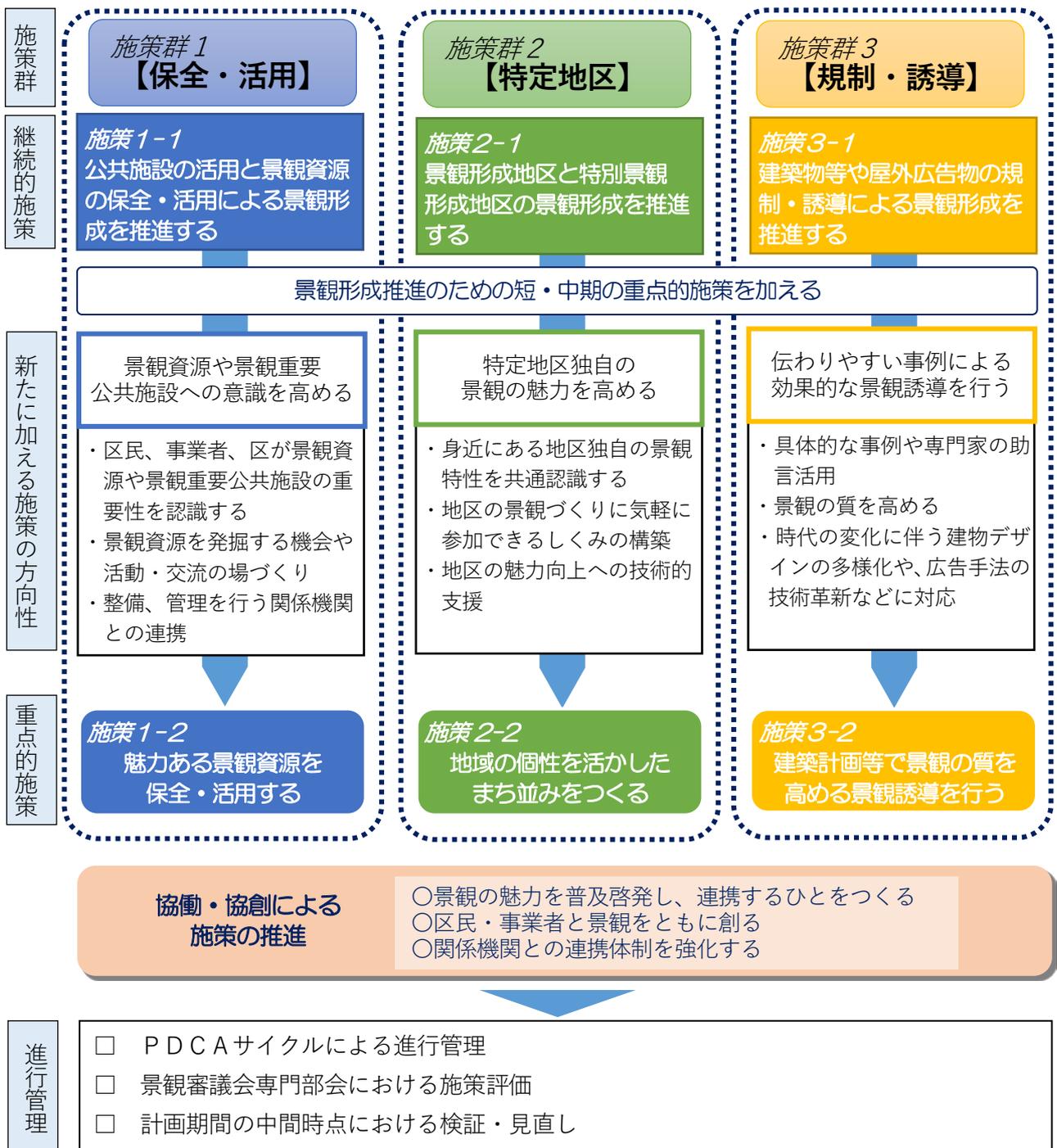
図4 第二次足立区景観計画における景観形成の施策群の体系



7 景観形成の施策の構成

- これまで進めてきた景観形成の体系を、新たに【保全・活用】【特定地区】【規制・誘導】の3つの施策群に再構築し、継続して取り組みます。
- 合わせて、効果的な景観形成を推進するため、短・中期的に実施する重点的な施策を追加し、協働・協創により取り組みます。
- 指標を作成し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、良好な景観形成に取り組みます。

図5 景観形成の施策の構成



8 景観形成の施策

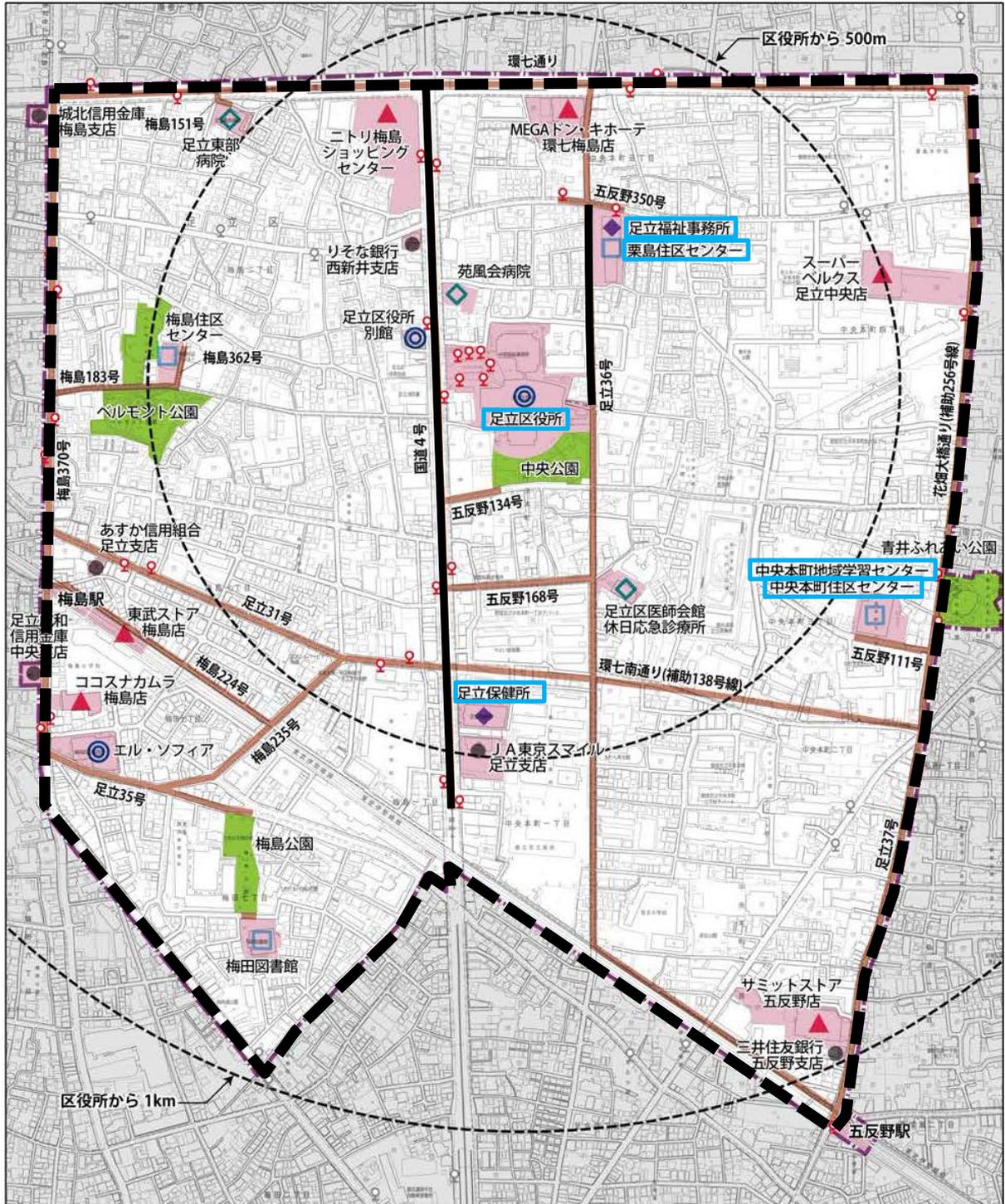
施策群	継続的施策		重点的施策		取組								
保全・活用	1-1 公共施設の活用と 景観資源※の保全・ 活用による景観形 成を推進する	(1) 公共施設の活用による 景観形成 (2) 景観資源の保全と活用	1-2 魅力ある景観資源を 保全・活用する	1-2-1 景観資源や景観重要公共施設※の重要性を認識する	① 魅力ある景観に気付くきっかけをつくる ② 自らが景観づくりの主体であるという意識を持つための機会を提供する ③ 足立らしい景観への愛着を育み、保全の意識を高める								
				1-2-2 公共施設を活かした周辺景観を誘導する	① 公共施設の整備における景観誘導を推進する ② 新たに景観重要公共施設を指定する ③ 公共施設と一体となった周辺のまち並みを形成する								
				1-2-3 景観資源を保全・活用するしくみをつくる	① 重要な景観資源について「足立・まちの風景資産」指定に向けた検討を行う ② 「足立・まちの風景資産」を指定し、景観重要建造物※、景観重要樹木※の指定へつなげる								
				特定地区	2-1 景観形成地区※と 特別景観形成地区 ※の景観形成を推進 する	(1) 景観形成地区 (2) 特別景観形成地区	2-2 地域の個性を活かし たまち並みをつくる	2-2-1 景観形成地区の景観を誘導し、まち並みを創る	① 景観形成地区のPRを行う ② 景観形成地区における区民による景観づくりの支援を行う				
								2-2-2 特別景観形成地区のまち並みを保全するしくみをつくる	① 特別景観形成地区のPRを行う ② 特別景観形成地区の景観形成基準※に基づき、建築計画を誘導する ③ 景観まちづくりの行動を後押しする支援体制をつくる				
								2-2-3 新しいまちづくりの景観を誘導する	① 地区の統一的な景観誘導を図るため、関係機関と連携した景観誘導を行う ② 足立区景観条例※に基づく事前協議※により景観誘導を行う				
								規制・誘導	3-1 建築物等や屋外広 告物※の規制・誘導 による景観形成を推 進する	(1) 建築物等の規制誘導 (2) 屋外広告物の規制誘 導	3-2 建築計画等で景観の 質を高める景観誘導 を行う	3-2-1 規制誘導の体制を強化する	① 届出や事前協議の実績検証により効果的な規制誘導を行う ② 庁内関係所管との連携により規制誘導を行う
												3-2-2 建築物等の規制誘導を強化する	① 景観法に基づく届出により規制誘導する ② 足立区景観条例に基づく事前協議により規制誘導する ③ 届出対象外の建築物の景観誘導を行う
												3-2-3 屋外広告物の規制誘導を強化する	① 景観法に基づく届出を通じて規制誘導する ② 広告手法の技術革新に対応した景観誘導を行う

建設委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	足立区バリアフリー地区別計画（区役所周辺地区）の進捗状況について																				
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課																				
内 容	<p>1 本計画の概要</p> <p>(1) 目的 高齢者、障がい者等が集まる区域において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。</p> <p>(2) 計画期間 平成29年4月～令和9年3月の10年間</p> <p>(3) 計画対象区域 区役所周辺地区 区域図（別紙1参照 P12）</p> <p>2 バリアフリー化の進捗状況（別紙2参照 P13）</p> <p>(1) 特定事業計画の状況について（令和2年6月末現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">道路</th> <th style="text-align: center;">公園</th> <th style="text-align: center;">建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">整備計画</td> <td style="text-align: center;">3,690m (5路線)</td> <td style="text-align: center;">9項目 (3施設)</td> <td style="text-align: center;">45項目 (9施設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">進捗</td> <td style="text-align: center;">完成</td> <td style="text-align: center;">1,295m</td> <td style="text-align: center;">6項目</td> <td style="text-align: center;">17項目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">状況</td> <td style="text-align: center;">進捗率</td> <td style="text-align: center;">35.0%</td> <td style="text-align: center;">66.6%</td> <td style="text-align: center;">37.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実施年限が定まっている事業については、計画通り進捗している。 ※ 公共施設の大規模改修や都市計画道路の整備等に伴う事業については、バリアフリー化に向けた検討が行われている。 ※ 総体的に当地区のバリアフリー化は、概ね計画通り進捗している。</p> <p>(2) バリアフリー化の具体例（設置場所）（別紙3参照 P14～16）</p> <p>ア 交通安全特定事業（信号機（音響機能付）の設置） （国道4号線（足立区役所前）ほか10基）</p> <p>イ 道路特定事業（歩道の段差等の解消） （区道足立31号線）</p> <p>ウ 都市公園特定事業（誘導用ブロックの整備・トイレの改修） （梅島公園（完了））</p> <p>エ 建築物特定事業（バス乗り場案内の改善・授乳用スペースの確保） （区役所（本庁舎）・足立福祉事務所）</p>			道路	公園	建築物	整備計画		3,690m (5路線)	9項目 (3施設)	45項目 (9施設)	進捗	完成	1,295m	6項目	17項目	状況	進捗率	35.0%	66.6%	37.7%
		道路	公園	建築物																	
整備計画		3,690m (5路線)	9項目 (3施設)	45項目 (9施設)																	
進捗	完成	1,295m	6項目	17項目																	
状況	進捗率	35.0%	66.6%	37.7%																	
問題点 今後の方針	<p>1 国や都、交通管理者等と協力してバリアフリー化を進めていく。</p> <p>2 エリアデザイン計画や公共施設等の建設の動向を踏まえて、江北周辺地区の地区別計画の策定、及び次年度以降の策定地区の検討を行う。</p>																				

区役所周辺地区 区域図



凡例	
	生活関連施設
	生活関連施設(公園)
	生活関連経路
	重点整備地区

施設凡例	
	公共施設
	文化・スポーツ施設
	保健・福祉施設
	医療機関
	商業施設
	金融機関
	バス停

進捗状況凡例	
	一部実施施設
	実施済み道路



この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図(平成 27 年度版)を使用したものである(MMT 利許第 27010 号-89)。無断複製を禁ず。

足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区編)進捗状況一覧表

道路特定事業計画 3,690m (5路線)

● 道路特定事業

整備対象	事業内容	延長	事業主体	目標時期	年次計画	進捗状況
国道4号	①歩道の段差・勾配の改善	970m	国土交通省	短期	-	実施済み
	②歩行空間の平坦性の確保			短期・長期	-	実施済み
環七通り	①歩道の段差・勾配の改善	1,230m	東京都	長期	2025	継続
	②視覚障がい者誘導用ブロックの設置			長期	2025	継続
足立31号	①歩道の段差・勾配の改善	530m (うち205m整備済)	足立区	短期・長期	2020	一部実施
	②視覚障がい者誘導用ブロックの設置			短期・長期	2020	一部実施
足立36号	①視覚障がい者誘導用ブロックの設置	120m	足立区	-	2017	実施済み
花畑大通り (補助第256号線)	①用地測量	840m	足立区	-	2018	実施済み
	②用地取得			-	-	着手前
	③道路整備(両側歩道3m、車道9m)			-	-	着手前

1,295m
3,690m
(5路線)

進捗率
35.0%

● 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期	年次計画	備考
重点整備地区内	①信号機の改良 (音響機能・歩行者用青時間延長機能の整備、LED化)	東京都公安委員会	順次	-	一部実施
	②エスコートゾーンの整備		必要に応じ	-	一部実施
	③標識、標示の高輝度化		順次	-	継続
	④違法駐車車両の指導取締り等		順次	継続	継続

公園特定事業計画 9項目 (3施設)

● 都市公園特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期	年次計画	備考
ベルmont公園	①トイレ改修(オストメイト、誘導、トイレ内のベビーチェアの設置)	足立区	短期	2019	実施済み
	②出入口の改修・視覚障がい者誘導用ブロックの設置		短期	2019	実施済み
	③園路と広場の段差解消		短期	2019	実施済み
	④水飲み場の改修		短期	2019	実施済み
青井ふれあい公園	①園路の平坦性の確保	足立区	短期	2020	着手前
	②オストメイト対応トイレの設置		短期	2020	
	③視覚障がい者誘導用ブロックの設置		短期	2020	
梅島公園	①トイレ改修(オストメイト、誘導、トイレ前の段差の解消)	足立区	短期	2019	実施済み
	②出入口の改修・視覚障がい者誘導用ブロックの設置		短期	2019	

6項目
9項目
(3施設)

進捗率
66.6%

建築物特定事業計画 45項目 (9施設)

● 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期	年次計画	備考
足立区役所	①バス乗り場及びタクシー乗り場の案内の改善	足立区	短期	2019	一部実施
	②タクシー乗り場の段差の解消		-	2019	実施済み
	③障がい者等用の駐車スペースの改善		短期	2017	実施済み
	④だれでもトイレの改善		短期	2017	実施済み
	⑤視覚障がい者誘導用ブロックの改善		短期	2017	実施済み
	⑥案内サインの改善		短期	2017	実施済み
	⑦トイレへの蝕知案内図等の設置		-	-	検討中
エル・ソフィア	①敷地内通路等の通行動線上にある溝蓋の改善	足立区	短期	2017	実施済み
	②洋式トイレの増設		-	2024	一部実施
	③～⑦大規模改修時に実施する項目(5項目)		-	2024	検討中
中央本町地域学習センター	①受付の案内サインの改善	足立区	短期	2019	実施済み
	②筆談用具の準備とその表示の設置		短期	2017	実施済み
	③～⑦大規模改修時に実施する項目(5項目)		-	-	検討中
中央本町住区センター	①だれでもトイレの設置	足立区	-	-	検討中
	②授乳・おむつ交換スペースの確保		-	-	検討中
	③筆談用具の準備とその表示の設置		短期	2017	実施済み
栗島住区センター	①視覚障がい者誘導用ブロックの設置	足立区	短期	2016	実施済み
	②筆談用具の準備とその表示の設置		短期	2017	実施済み
梅島住区センター	①筆談用具の準備とその表示の設置	足立区	短期	2017	実施済み
	②～⑥大規模改修時に実施する項目(5項目)		-	-	検討中
足立保健所	①障がい者用の駐車施設の設置	足立区	-	-	検討中
	②介助等大型ベットの設置		-	-	検討中
	③筆談用具の準備とその表示の設置		短期	2018	実施済み
足立福祉事務所	①視覚障がい者誘導用ブロックの改善	足立区	短期	2017	実施済み
	②筆談用具がある旨の表示の設置		短期	2016	実施済み
	③だれでもトイレの改善		-	-	実施済み
	④授乳用スペースの確保		-	-	実施済み
梅田図書館	①～⑥大規模改修時に実施する項目(計6項目)	足立区	-	-	検討中

17項目
45項目
(9施設)

進捗率
37.7%

● その他の特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期	年次計画	進捗状況
バス停留所	①バス停に上屋を設置	都営バス	-	-	一部実施
	②バス停にベンチを設置		-	-	一部実施

※ は、令和元年度末まで事業実施済み

足立区バリアフリー地区別計画（区役所周辺地区）バリアフリー化の具体例

交通安全特定事業

（国道 4 号線（足立区役所前）【信号機（音響機能付）設置】）

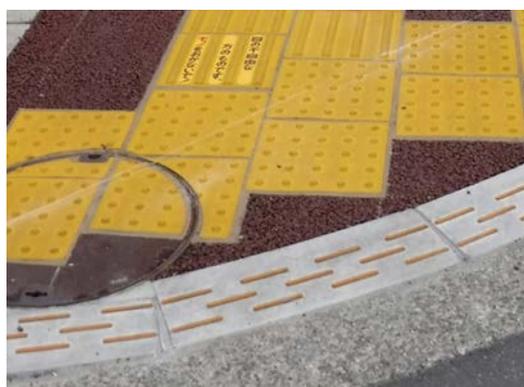


道路特定事業

（区道足立 31 号線【歩道の段差等の解消(ユニバーサルデザイン歩行者用ブロックの設置)】）

《改修前》

《改修後》



都市公園特定事業

(梅島公園)【トイレ改修】

《改修前》



《改修後》



【視覚障がい者誘導用ブロック・障がい者専用駐車場の設置】

《改修前》



《改修後》



建築物特定事業

(本庁舎) 【バス乗り場の案内の改善】

《改修前》

《改修後》



(足立福祉事務所) 【授乳用スペースの確保】

《改修前》

《改修後》



建設委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	「足立区ながらスマホの防止に関する条例」における周知の取組みについて																								
所管部課名	都市建設部交通対策課																								
内容	<p>令和2年7月13日に公布・施行された「足立区ながらスマホの防止に関する条例」について、周知を行っていくので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 条例の目的 区内の道路、駅前広場、公園などの公共の場所（室内などを除く）での、ながらスマホ（スマホ等を操作し、又は画面を注視しながら歩行すること又は自転車に乗ること）を禁止することにより、安心して快適に通行・利用することができる公共の場所の確保を目的とする。</p> <p>2 周知媒体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">周知媒体</th> <th style="width: 40%;">部数・設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター（A2版）</td> <td style="text-align: center;">300枚</td> </tr> <tr> <td>チラシ（A4版）</td> <td style="text-align: center;">30,000枚</td> </tr> <tr> <td>懸垂幕・横断幕</td> <td style="text-align: center;">本庁舎ロータリー他</td> </tr> <tr> <td>デジタルサイネージ（ビュー坊テレビ）</td> <td style="text-align: center;">区内14か所</td> </tr> <tr> <td>区ホームページ・SNS</td> <td style="text-align: center;">随時発信</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 周知活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">活動内容</th> <th style="width: 40%;">時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あだち広報</td> <td style="text-align: center;">9月10日号</td> </tr> <tr> <td>町会・自治会へのチラシ配布</td> <td style="text-align: center;">9月～</td> </tr> <tr> <td>区内中学校・高等学校へのチラシ配布</td> <td style="text-align: center;">9月～</td> </tr> <tr> <td>各交通安全教室でのチラシ配布</td> <td style="text-align: center;">9月～</td> </tr> <tr> <td>東京都交通安全日キャンペーンでのチラシ配布</td> <td style="text-align: center;">毎月10日</td> </tr> </tbody> </table>	周知媒体	部数・設置箇所	ポスター（A2版）	300枚	チラシ（A4版）	30,000枚	懸垂幕・横断幕	本庁舎ロータリー他	デジタルサイネージ（ビュー坊テレビ）	区内14か所	区ホームページ・SNS	随時発信	活動内容	時期	あだち広報	9月10日号	町会・自治会へのチラシ配布	9月～	区内中学校・高等学校へのチラシ配布	9月～	各交通安全教室でのチラシ配布	9月～	東京都交通安全日キャンペーンでのチラシ配布	毎月10日
周知媒体	部数・設置箇所																								
ポスター（A2版）	300枚																								
チラシ（A4版）	30,000枚																								
懸垂幕・横断幕	本庁舎ロータリー他																								
デジタルサイネージ（ビュー坊テレビ）	区内14か所																								
区ホームページ・SNS	随時発信																								
活動内容	時期																								
あだち広報	9月10日号																								
町会・自治会へのチラシ配布	9月～																								
区内中学校・高等学校へのチラシ配布	9月～																								
各交通安全教室でのチラシ配布	9月～																								
東京都交通安全日キャンペーンでのチラシ配布	毎月10日																								
問題点 今後の方針	交通安全教室や様々なキャンペーンを通じて、区民等に周知していく。																								

建設委員会報告資料

令和2年8月20日

<p>件名</p>	<p>五反野駅前通り無電柱化の検討について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>道路整備室工事課</p>
<p>内容</p>	<p>「足立区無電柱化推進計画」におけるチャレンジ路線として、五反野駅前通りの無電柱化を検討している。については、その進め方と課題について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 検討の進め方 四家交差点から補助第136号線までの区間を、3期に分けて検討を進めている。</p>  <p>2 課題 (1) 地上機器（変圧器）の設置場所 歩道が無い場合、周辺の公共用地や用地取得により設置場所を確保する必要がある。</p> 

(2) 電柱が無くなるため、標識や街路灯の新たな設置が必要になる。

(3) 工事の長期化

地下埋設物の支障移設や電線共同溝本体工事、民地への引込管、電柱抜柱、道路の復旧等、長期の工事期間を要する。

3 今後の予定（第1期区間）

時 期	内 容
令和 2 年度	地下埋設物調査、詳細設計
3 年度	地下埋設物の移設工事
4 年度	管路敷設工事
5 年度	民地への引込管工事
6 年度～7 年度	管路への入線工事
8 年度	電柱の抜柱及び道路本復旧

第2、3期区間についても、順次検討を進めていく。

4 概算工事費

第1期区間約210mの無電柱化に係る工事費 約1億3千万円

問 題 点
今後の方針

詳細設計を進めていく中で、事業の地元への周知に努めていく。

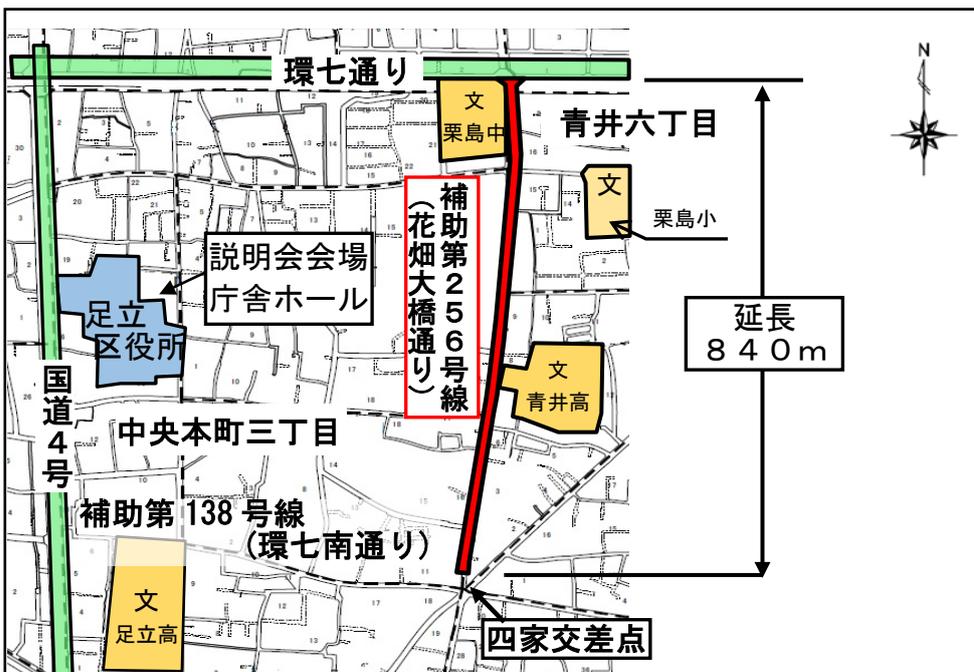
建設委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	【追加】「足立区道路監理員規程」の一部改正について
所管部課名	道路整備室防犯設備課
内容	<p>「足立区道路監理員規程」を一部改正するので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改正理由 道路の不正使用及び不法占用において、口頭や文書指導だけでは解決できない悪質な事案が増加し、勧告・措置命令・代執行を行う必要が出てきたため。</p> <p>2 改正概要 道路の不正使用及び不法占用に対し、勧告・措置命令を実施するため、第5条、第6条、第8条及び第11条の文言追加削除、様式の追加・削除を行う。</p> <p>(1) 第5条勧告に、原因者が不在又は遠方に居住する場合に対応するため、書面による指導警告を追加するとともに、是正がされない場合は書面による勧告を行うことを追加する。</p> <p>(2) 第6条意見陳述のための手続きに、行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与について追加する。</p> <p>(3) 第8条承認に、第6条の改正による弁明の機会の付与を追加する。</p> <p>(4) 第11条による代執行等を行えるように追加する。</p> <p>3 施行予定年月日 令和2年8月下旬予定</p>
問題点 今後の方針	規程改正後は即時適用し、道路法に基づく通行障害などの解消を進める。

建設委員会報告資料

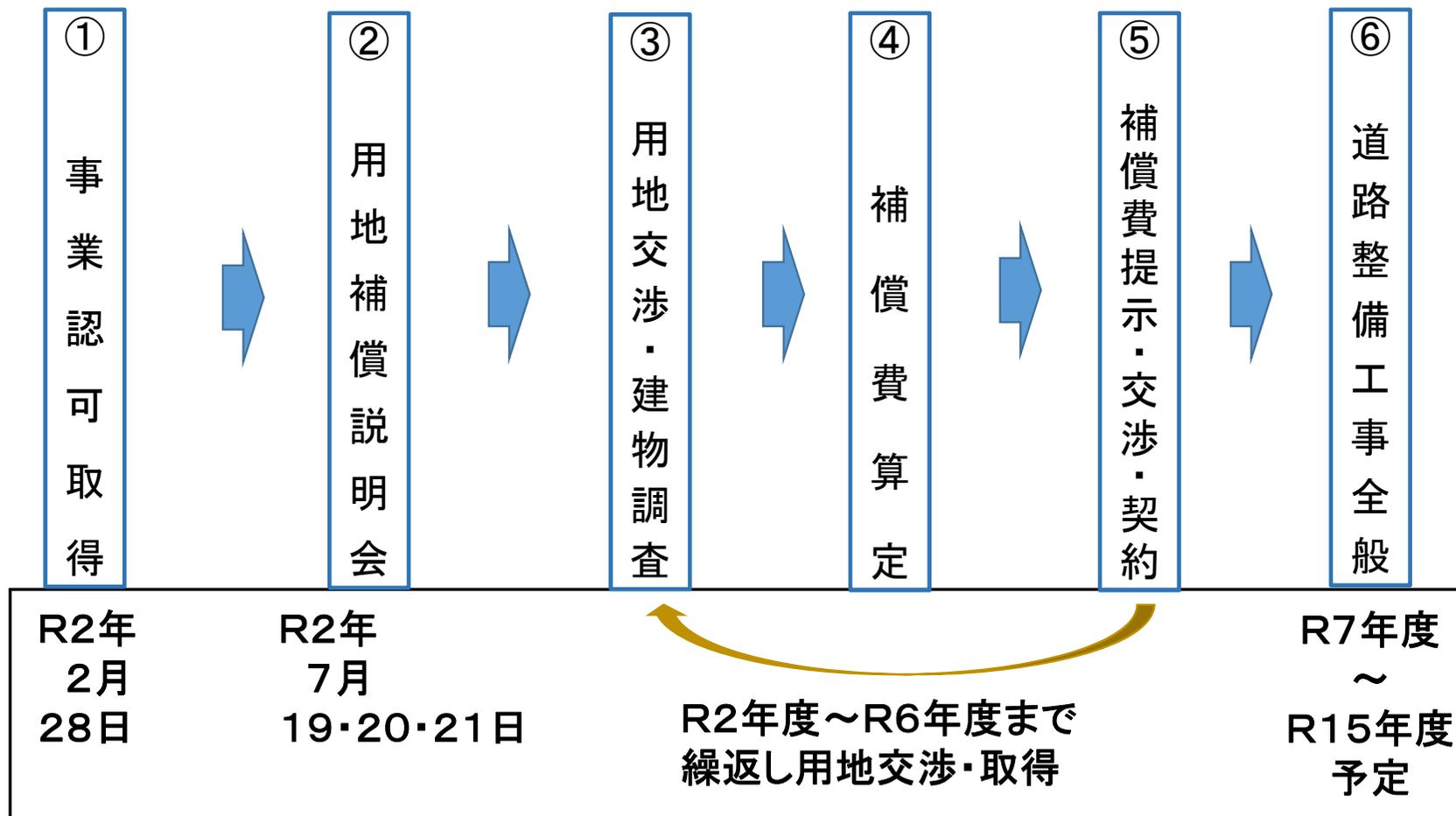
令和2年8月20日

件名	補助第256号線用地補償説明会の開催結果について
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課
内容	<p>補助第256号線用地補償説明会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催概要</p> <p>(1) 日時 令和2年7月19日(日) 午前10時00分～午前11時00分 午後 2時00分～午後 3時00分 令和2年7月20日(月)、21日(火) 午後 6時30分～午後 7時30分</p> <p>(2) 場所 足立区役所庁舎ホール</p> <p>(3) 対象者 土地、建物所有者等の権利者約70名 (集合住宅の区分所有者を除く)</p> <p>(4) 参加者 53名(延べ人数)</p> <p>(位置図)</p> 

	<p>2 説明内容 補償の項目、建物等の調査内容、 事業スケジュール（別紙参照 P 2 3）</p> <p>3 主な質疑 Q 1：土地価格はどのようにして決定するのか。また、土地価格の見直しはあるのか。 A 1：不動産鑑定士の鑑定価額等を参考として評価し、足立区財産価格審議会で決定する。また、1年ごとに再評価する。 Q 2：建物移転が必要となった場合、建物の解体は所有者が行うのか。 A 2：物件移転補償契約でお支払いする補償金で、建物所有者自ら解体していただく。 Q 3：賃貸に住んでいる。引越し代などは支払われるのか。 A 3：借家・借間人の場合は、建物所有者など関係人との同時契約となる。契約締結後にお支払いする。</p> <p>4 今後の進め方 (1) 用地補償説明会に参加できなかった方を含む権利者全員に個別訪問を実施する。 (2) 集合住宅の区分所有者への説明を進める。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>権利者の意向を把握しながら、建物等の物件調査や補償算定を進める。</p>

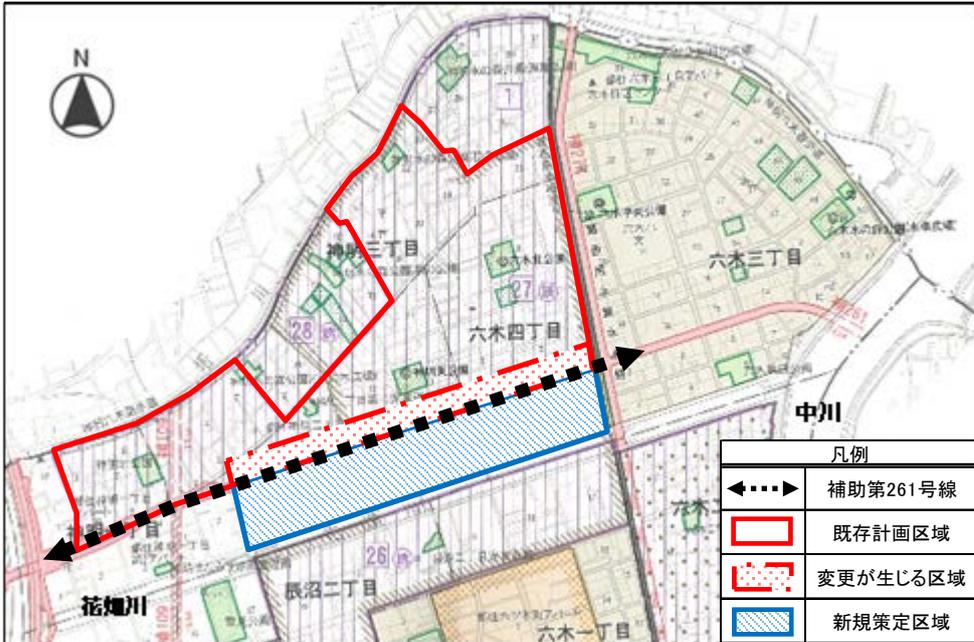
補助第256号線道路整備の事業スケジュール

(事業期間: 令和2年2月28日～令和16年3月31日)



建設委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	神明二丁目周辺地区他1か所の地区計画原案について								
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 中部地区まちづくり担当課								
内容	<p>神明二丁目周辺地区および足立東部地域神明地区の地区計画原案について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 地区計画の名称、位置</p> <p>(1) 神明二丁目周辺地区地区計画（新規）</p> <table border="1" data-bbox="475 797 1409 925"> <tr> <td>位置</td> <td>神明二丁目、六木四丁目各地内</td> </tr> <tr> <td>区域（新規）</td> <td>約9.7ha（下記区域図の「新規策定区域」内）</td> </tr> </table> <p>(2) 足立東部地域神明地区地区計画（変更）</p> <table border="1" data-bbox="475 1021 1409 1223"> <tr> <td>位置</td> <td>神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、六木四丁目各地内</td> </tr> <tr> <td>区域【変更箇所】</td> <td>約28.7ha（下記区域図の「既存計画区域」内） 【下記区域図の「変更が生じる区域」内】</td> </tr> </table> 	位置	神明二丁目、六木四丁目各地内	区域（新規）	約9.7ha（下記区域図の「新規策定区域」内）	位置	神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、六木四丁目各地内	区域【変更箇所】	約28.7ha（下記区域図の「既存計画区域」内） 【下記区域図の「変更が生じる区域」内】
位置	神明二丁目、六木四丁目各地内								
区域（新規）	約9.7ha（下記区域図の「新規策定区域」内）								
位置	神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、六木四丁目各地内								
区域【変更箇所】	約28.7ha（下記区域図の「既存計画区域」内） 【下記区域図の「変更が生じる区域」内】								

2 地区計画原案の内容
別添のとおり（別添資料 2、3）

3 地区計画原案の周知
足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づく16条説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため以下の代替措置を取る。

手法 手続き	16条説明会	説明会代替措置
原案内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> 関係権利者全員に説明会の案内を送付・郵送 説明会参加者に原案資料配布 	<ul style="list-style-type: none"> 関係権利者全員に原案資料を配布・郵送
意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の質疑応答で意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 16条縦覧前2週間で質問受付・意見聴取

4 今後の予定

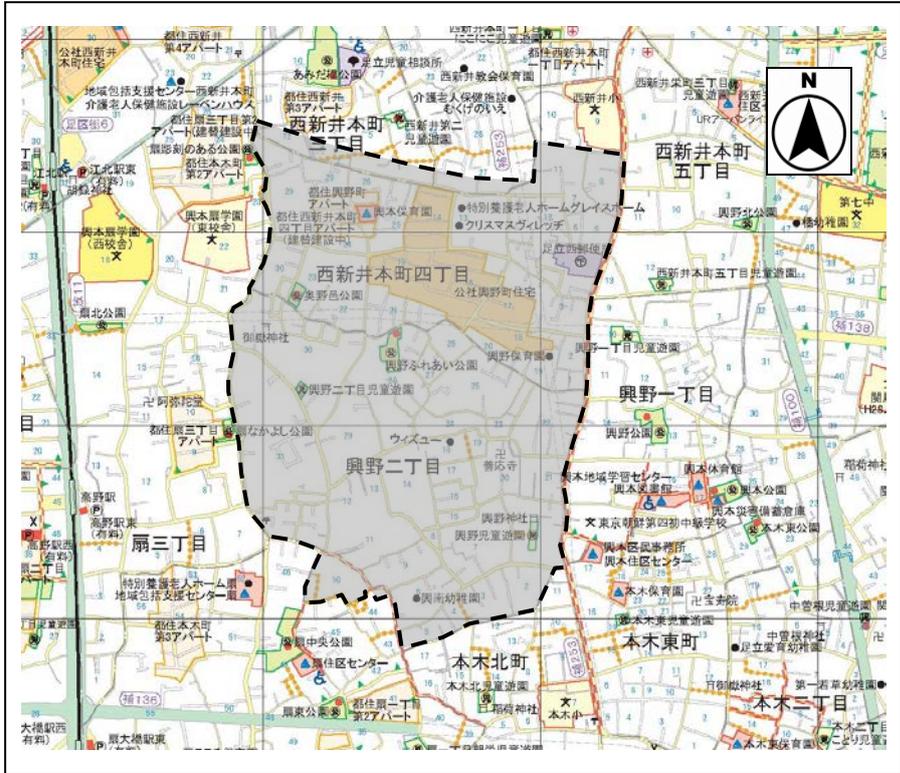
時 期	内 容
令和2年 8月24日	まちづくり協議会開催
9月10日～24日	説明資料配布・質問等受付
9月25日～10月16日	16条縦覧・意見書提出
12月上旬～中旬	17条縦覧・意見書提出
12月下旬	都市計画審議会
令和3年 3月上旬	地区計画策定

問 題 点
今後の方針

地域住民の意見を踏まえながら、令和3年3月の地区計画策定を目指す。

建設委員会報告資料

令和2年8月20日

<p>件名</p>	<p>興野周辺地区まちづくりの取組み状況について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>市街地整備室まちづくり課</p>
<p>内 容</p>	<p>興野周辺地区まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 興野周辺地区まちづくり協議会（第9回）の開催結果について</p> <p>(1) 興野周辺地区まちづくり協議会区域</p>  <p>(2) 開催日時 令和2年8月6日（木）午後6時30分～午後8時</p> <p>(3) 場 所 西新井小学校 3階ランチルーム</p> <p>(4) 参加者 地元町会自治会等 16人</p> <p>(5) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地区まちづくり計画の追加について イ 公社興野町住宅A号棟街区建設計画について <p>(6) 主な質疑</p> <p>Q1：農地が減っていく状況について、どう考えているか？</p> <p>A1：生産緑地の継続のお願いや区民農園へのご協力など、農地の保全に努めていきたい。</p>

Q 2 : 道路拡幅の手法について、教えてほしい。

A 2 : 細街路整備事業を活用したい。

(7) 今後の予定

年 月	内 容
令和 2 年 11 月	まちづくり協議会 (第 10 回) の開催

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に応じて、連絡会を郵送に変更する予定

参考 これまでの経緯

- 平成 2 9 年 1 2 月 第 1 回まちづくり協議会
- 平成 3 0 年 2 月 まちづくりニュース 創刊号発行
- 平成 3 0 年 3 月 第 2 回まちづくり協議会
まち歩き、意見交換会
- 平成 3 0 年 5 月 まちづくりニュース 第 2 号発行
- 平成 3 0 年 5 月 第 3 回まちづくり協議会
地区の課題整理、方針の検討
- 平成 3 0 年 7 月 第 4 回まちづくり協議会
地区まちづくり計画の検討
- 平成 3 0 年 9 月 地区まちづくり計画地元説明会
- 平成 3 0 年 9 月 地区まちづくり計画策定
- 平成 3 0 年 1 0 月 第 5 回まちづくり協議会
地区計画の検討
- 平成 3 0 年 1 1 月 地区計画 (原案) 説明会
- 平成 3 1 年 3 月 興野周辺地区地区計画決定
- 平成 3 1 年 3 月 まちづくりニュース 第 3 号発行
- 令和 元年 9 月 第 6 回まちづくり協議会
規約の変更について
- 令和 元年 1 2 月 第 7 回まちづくり協議会
まちづくりアンケートについて
- 令和 元年 1 2 月 まちづくりアンケートの実施
- 令和 2 年 5 月 第 8 回まちづくり協議会
(新型コロナウイルス拡大防止対策により資料郵送)
まちづくりアンケート結果について
- 令和 2 年 6 月 まちづくりニュース 第 4 号発行

問 題 点
今後の方針

引き続き地区全体の地区整備計画策定に向け、周辺住民の意見を聞き丁寧に進めていく。

建設委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	防災街区整備地区計画及び区条例の変更について										
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課										
内容	<p>建築基準法（以下「法」という。）及び東京都建築安全条例（以下「都条例」という。）の一部改正に係る、防災街区整備地区計画区域内に建設する建築物への対応策について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 法及び都条例の改正内容について</p> <p>(1) 建築物の耐火性能の基準の改正概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 耐火建築物</td> <td>1 耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>2 準耐火建築物</td> <td>2 準耐火建築物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追 加 { 3 延焼防止建築物 ※</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 準延焼防止建築物 ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 延焼防止建築物、準延焼防止建築物 法に新たに設けられた建築物で、主に外壁や開口部の防火性能を高めることで、外部からの火を防ぎ、倒壊・延焼を防止することができる建築物のこと。 国土交通大臣が定めた構造方法、または国土交通大臣の認定を受けた材料を用いることで建築が可能である。 なお、延焼防止建築物は、外壁が75分以上、準延焼防止建築物は外壁が30分以上の耐火性能が必要（時間は建物の規模や用途により変わる）。</p> <p>(2) 法改正の主な背景</p> <p>ア 糸魚川の大火災を踏まえ、密集市街地改善に、最新技術の知見を反映させるため。</p> <p>イ 設計の自由度を拡大し、木材の利用推進を図るため。</p> <p>2 法及び都条例の変更に伴う対応策</p> <p>(1) 対応策</p> <p>ア 防災街区整備地区計画の都市計画の変更</p> <p>イ 防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「区条例」という。）の変更</p>	改正前	改正後	1 耐火建築物	1 耐火建築物	2 準耐火建築物	2 準耐火建築物		追 加 { 3 延焼防止建築物 ※		4 準延焼防止建築物 ※
改正前	改正後										
1 耐火建築物	1 耐火建築物										
2 準耐火建築物	2 準耐火建築物										
	追 加 { 3 延焼防止建築物 ※										
	4 準延焼防止建築物 ※										

(2) 理由

法及び都条例の一部改正に伴い、防災街区整備地区計画及び区条例に、延焼防止建築物、準延焼防止建築物の基準を追加する。

3 対象地区

区内の防災街区整備地区計画区域（5地区）（別紙参照 P30）

(1) 足立一・二・三・四丁目地区

(2) 関原一丁目地区

(3) 西新井駅西口周辺地区

(4) 千住仲町地区

(5) 千住西地区

4 これまでの経緯と今後の予定

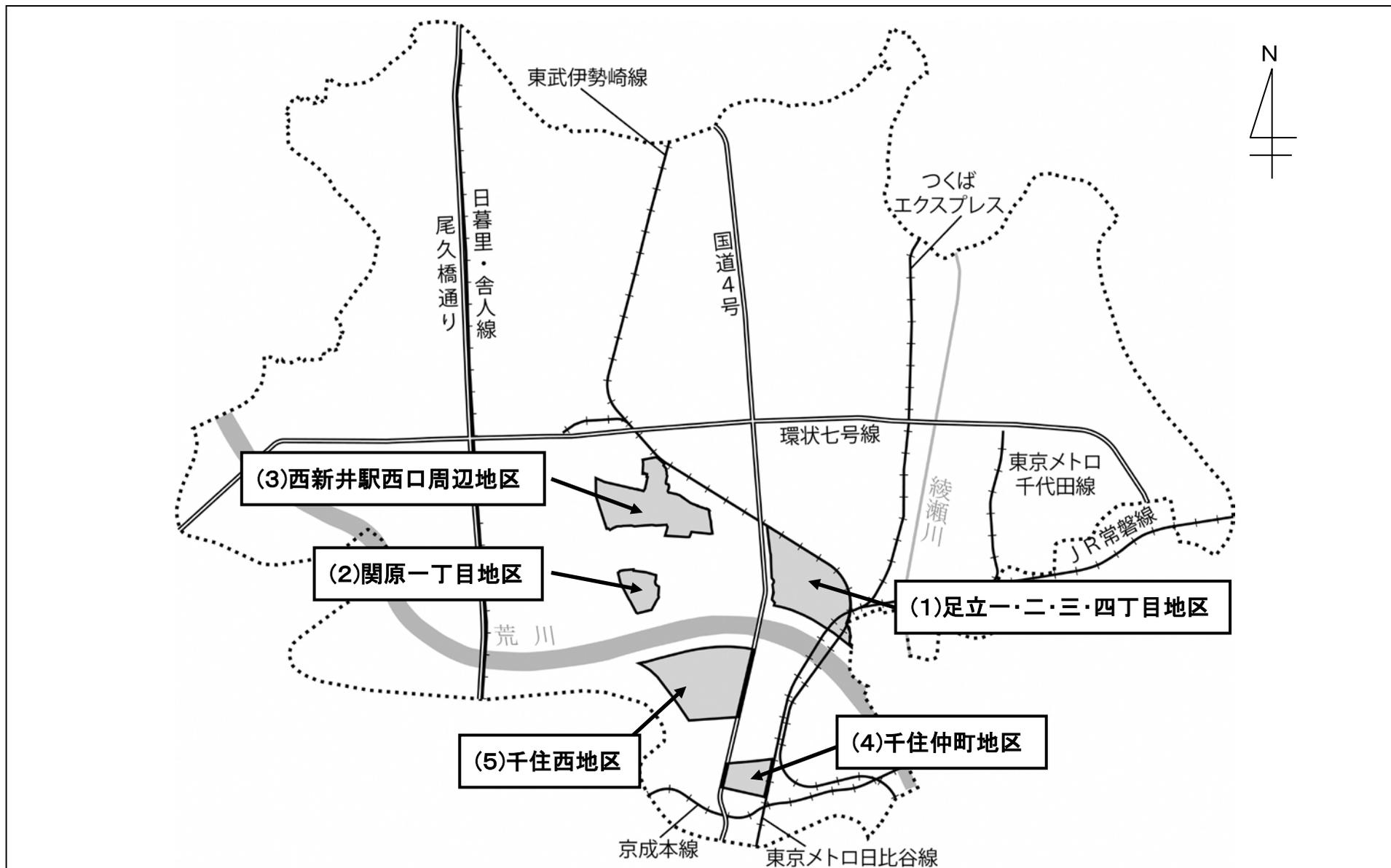
日 程	内 容
令和2年 7月22日	第67回足立区都市計画審議会にて報告
8月下旬	変更に関するチラシ配布
8月28日～ 9月11日	都市計画原案の縦覧（作成前の案の公表）
10月 1日～ 10月15日	都市計画案の縦覧（決定前の案の公表）
11月上旬	第68回足立区都市計画審議会にて審議
11月中旬	都市計画決定・告示
令和3年 3月	区条例改正

なお、今回の変更は、法改正に伴い制限を緩和するものであるため、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則取扱規程により原案の説明会は開催不要である。

問 題 点
今後の方針

関係部課と連携し、変更内容を分かりやすく周知徹底していく。

防災街区整備地区計画変更箇所図



建設委員会報告資料

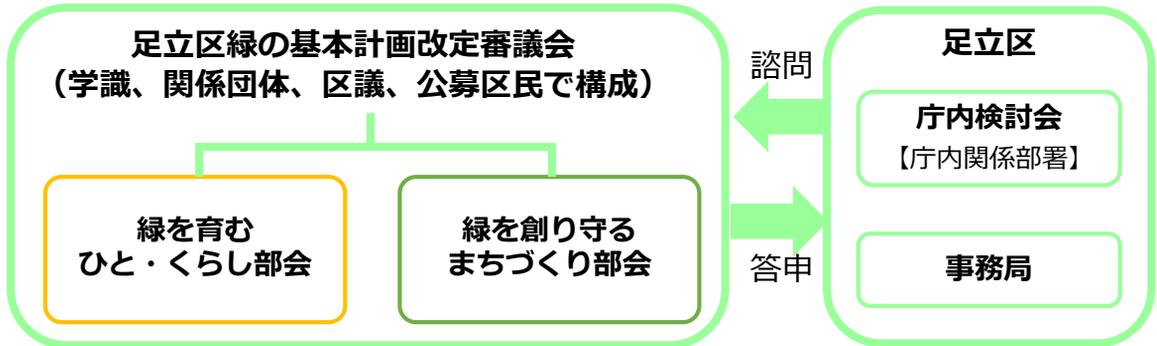
令和2年8月20日

件名	足立区緑の基本計画の改定に関するパブリックコメント実施について								
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課								
内容	<p>足立区緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の改定に関するパブリックコメントを実施するため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施</p> <p>（1）募集期間 令和2年9月1日（火）～10月1日（木）</p> <p>（2）周知方法及び閲覧配布</p> <p>ア あだち広報8月25日号及び区ホームページ、SNSによる周知 イ みどり推進課窓口、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。</p> <p>2 第三次緑の基本計画（案）（別紙参照 P32、別添資料4、5） 計画期間 令和2年度～令和11年度</p> <p>3 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年 9月</td> <td>第三次緑の基本計画（案）を公表 パブリックコメントの募集（31日間）</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>第三次緑の基本計画の公表</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	内容	令和2年 9月	第三次緑の基本計画（案）を公表 パブリックコメントの募集（31日間）	11月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告	11月	第三次緑の基本計画の公表
実施時期	内容								
令和2年 9月	第三次緑の基本計画（案）を公表 パブリックコメントの募集（31日間）								
11月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告								
11月	第三次緑の基本計画の公表								
問題点 今後の方針	パブリックコメントで寄せられた意見に対する、区の考え方をまとめた後、第三次緑の基本計画を公表する。								

第三次足立区緑の基本計画 改定のポイント

ポイント1 計画の検討体制

- 第二次計画は区職員のみで策定しましたが、第三次計画には学識、関係団体、区議、公募区民などに参加いただきました。



ポイント2 計画目標（基本方針）

- 足立区基本計画の視点を取り入れ「ひとづくり」「まちづくり」を計画目標としました。



ポイント3 計画の推進体制

- 第三次計画では、計画目標、施策ごとに指標を設定し、進捗状況を客観的に確認できるようにしました。
- 新たに設置する「（仮称）足立区緑の基本計画推進会議」により、進捗状況の確認や取組みの評価を行い、計画を着実に推進します。

建設委員会報告資料

令和2年8月20日

件名	新東京都民ゴルフ場の運営再開について
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課
内容	<p>新東京都民ゴルフ場（別紙参照 P 3 4）について、運営再開したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 経過 新東京都民ゴルフ場は、令和元年10月の台風19号被害により、営業を中止していたが、令和2年4月より復旧作業に入り、令和2年8月1日（土）午後より再開した。</p> <p>2 今後の予定 事業者は営業を続けながら、利用者へのサービス向上のため、簡易水洗型トイレ、冷房施設等の整備を進めていく。区は国の指導を受けつつ、施設整備の技術的助言、情報提供などを行う。</p> 
問題点 今後の方針	ゴルフ場の整備に向け、引き続き運営事業者と連携していく。

新東京都民ゴルフ場

別紙

足立区新田一丁目地先から北区志茂四丁目地先まで

北区 約2.6ha

川口市 約3.8ha

足立区 約5.8ha

新東京都民ゴルフ場

管理用通路

北区志茂四丁目

足立区新田一丁目

占用面積 12.2ha
延長 約1,100m
幅 約100~130m



鹿浜橋
環七通り